



# 伊予三島ロータリークラブ

No.32  
令和5.2.3  
第3337回



「珈琲焙煎機とティーウォーマー」 坂田 瑞来



2022-2023年度国際ロータリーテーマ

## イマジン ロータリー

2022-2023年度国際ロータリー会長  
Jennifer E. Jones (ジェニファー ジョーンズ)

事務局	四国中央市金生町下分789-1	四国中央商工会議所内	
	http://www.iyomishima-rc.jp	TEL(0896) 58-3530	
	E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp	FAX(0896) 58-6294	
例会	金曜日 12:10~13:10		
■会長	大西克弘	■幹事	伊藤誠史
		■会報委員長	藤田浩晃

### 国際奉仕委員会

委員長 鈴木和範

国際奉仕委員会委員長の鈴木和範です。

国際奉仕とは、国際理解、親善、平和を推進するために、他国の人々、その文化、慣習などを知ることにも含まれるため、今回私の職業分野である税務に絡めた話をさせていただきたいと思えます。

昨年の12月に税制改正大綱が公表され、相続税と贈与税の課税のあり方について見直しがされることとなりました。その議論にあたっては諸外国の制度比較もなされており、今回は一緒に他国の状況も見たいと思います。

相続税の課税方式として、まず米国は遺産課税方式を採っており、かつ相続前（全期間）に贈与された財産をすべて累積して相続税として課税する制度となっております。したがって、相続税と贈与税は今回比較する諸外国の中では最も一体化された課税方式となっておりますが、基礎控除が約13億円以上あるため、一般人には無縁の税となっております。このあたりは、税に対する国民の考え方・生活様式などの違いが制度にも大きく反映されているものと思われます。

一方で英国も同じ遺産課税方式を採っていますが、過去の贈与の相続財産への持ち戻しは7年間で基礎控除も約5,000万円となっております。

ドイツ・フランスは遺産取得課税方式を採っており、遺産を取得した相続人がその額に応じて税額を負担する方式となっております。相続財産への持ち戻し期間はドイツが10年、フランスが15年と日本の現在の3年より随分長い制度となっております。

このような諸外国の制度も参考にしつつ、今回の税制改正では相続財産への持ち戻し期間を7年間に延長する改正を行っていくことが明らかとなりました。

また、現在もある相続時精算課税制度について、現状使いづらい制度となっていることから、適用緩和措置として、暦年贈与と同水準の基礎控除が創設されることとなりました。

これにより、状況次第では相続時精算課税を選択した方が有利なケースも発生することから、相続税と贈与税の一体的な課税が実現できる相続時精算課税の普及が今よりは進んでくるものと思われます。

暦年贈与の持ち戻し期間が延長されるのは令和6年1月1日以降の贈与が対象となりますので、今年中にした贈与については現状の3年のままとなります。今年は駆け込み贈与が増えると世の中で言われていますが、それにはこのような背景が有ります。

本日例会に出席されている方の中にも、相続税が関係してくる方が多いと思いますので、今年贈与の検討もしてみたいかでしょうか。

### 相続時の生前贈与加算期間の延長と見直し

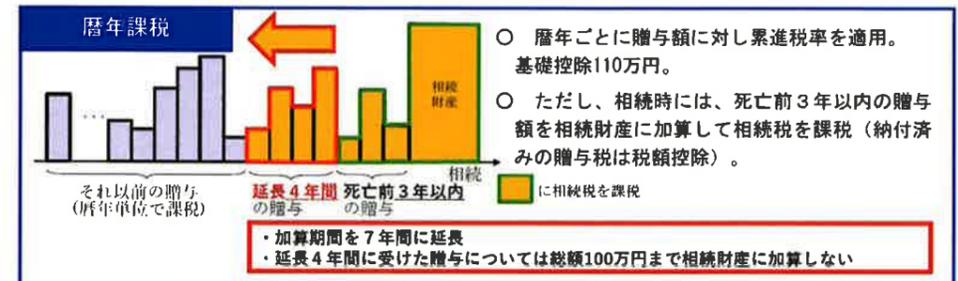
日本においては、原則的には「相続税」と「贈与税」は切り離されており、贈与した財産は亡くなった時の「遺産」ではないため、原則的には相続税はかかりません。

その例外が、「相続前3年以内の贈与」と「相続時精算課税贈与」の2つです。

海外を見ると、このような「切り離し」をせず、原則として「一体化」して課税する制度も様々な国で採用されています。ただし、「一体化」と言っても、生前贈与について、「無制限の期間でその全額」を相続税対象に取り込むのではなく、「年間控除枠」や「累積控除枠」を定めて、それを越えた部分について「一体化への取り込み」を行っています。このような「資産移転の時期に対する中立性」については、ここ数年議論されてきました。

今回、相続財産に加算する期間を7年に延長することとなりました。ただし、過去に受けた贈与の記録や管理に係る事務負担を軽減する観点から、延長した期間（4年間）に受けた贈与のうち一定額(100万円)については、加算しないことも新たに追加されました。

また、この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産の相続税から適用されるため、令和8年12月までの相続については現行通り3年以内の加算のままで、令和9年1月以降の相続について、順次3年超に延長され、丸7年となるのは令和13年1月以降の相続からとなる予定です。



### 相続時精算課税贈与の適用緩和

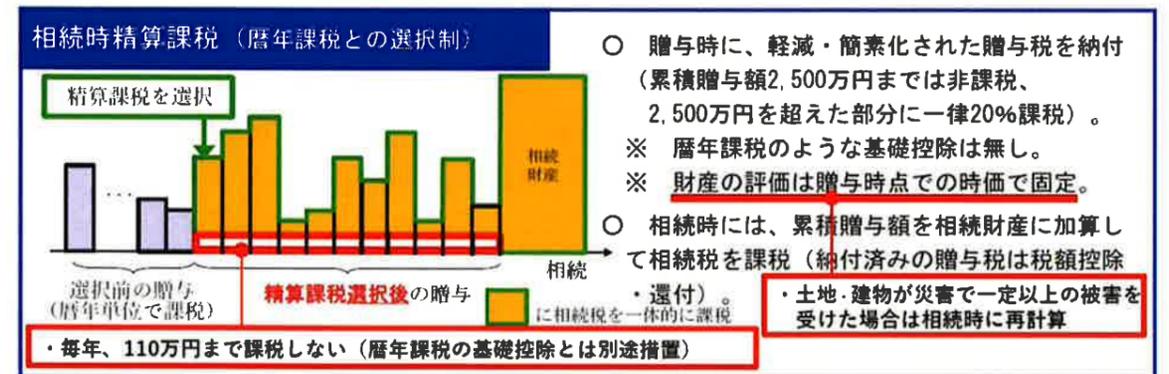
「相続時精算課税贈与」は、次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入されました。年間110万円の基礎控除がある「暦年贈与」との選択制で、1度選択をすると暦年贈与へ戻ることはできません。

その後の贈与に関しては、相続時に精算されるとはいえ、例え少額の贈与であっても20%の税率で贈与税申告が必要となり、「少額の贈与は別枠で」との要望が以前からありました。

今回の改正では暦年課税との選択制は維持しつつ、相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除(110万円)が創設されました。

「これにより、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすい税制(大綱抜粋)」と期待されています。

なお、精算課税での贈与者(父母や祖父母)が複数いる場合には、それぞれに「110万円枠」がある訳ではなく、按分形式をとるものと思われます。



令 4 . 1 0 . 2 1  
相 2 - 1

# 説明資料

令和4年10月21日（金）  
財務省

## 主要国における相続税の概要

(2022年1月現在)

区分	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% (注3)	7% (注5)	5% (注5)
最高税率	55%	40%		30% (注5)	45% (注5)
税率の刻み数	8	12	1 (注3)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除：1,206万ドル (注2) (13.7億円) 配偶者：免税	基礎控除：32.5万ポンド (注3、4) (5,005万円) 配偶者：免税	配偶者 (注6、7、9) ： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,828万円) 子 (注7、8、9) : 40万ユーロ (5,200万円)	配偶者：免税 (注7、9) 子：10万ユーロ (1,300万円)
累積制度	相続前3年間に 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注3)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

- (注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。  
(注2) 遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.6万ドル(182万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。なお、基礎控除は、贈与税と遺産税に共通する生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。  
(注3) 相続税率は原則40%。なお、原則として贈与については、贈与時には課税されない(一定の信託への譲渡等を除く)が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(46万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。  
(注4) 居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与する場合は、基礎控除が17.5万ポンド(2,695万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(3億800万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が過減する)。  
(注5) ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は子等の税率による。  
(注6) 配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,500万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,328万円)が認められる。  
(注7) ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中納付贈与税額については、相続税額から控除可)。  
(注8) 子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,200万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(134万円)~52,000ユーロ(676万円)の特別扶養控除が認められる。  
(注9) ドイツでは両親や兄弟姉妹等、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。  
(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。  
(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

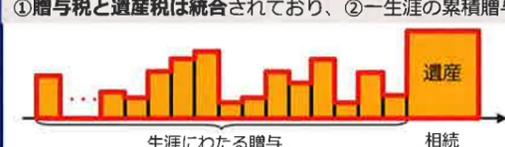
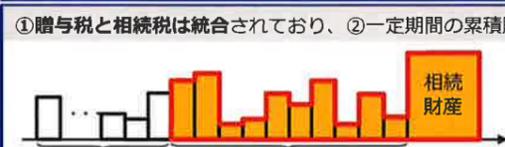
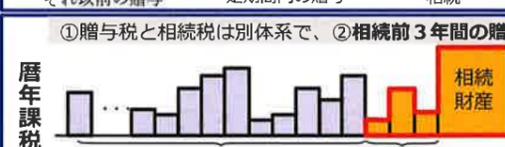
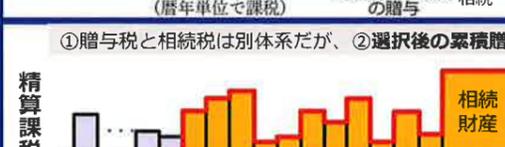
## 主要国における贈与税の概要

(2022年1月現在)

	日本		米国	英国 (相続税の一部) (注6)	ドイツ		フランス	
	暦年課税	相続時 精算課税			受贈者		受贈者	
納税義務者	受贈者	受贈者 (注3)	贈与者	贈与者	受贈者		受贈者	
税率	最低税率	10%	18%	-	7% (注8)	続柄の親疎により 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注8)	続柄の親疎により 税率は5種類 (最高税率60%)
	最高税率	55% (注1)	40%	-	30% (注8)		45% (注8)	
	税率の刻み数	8 (注1)	1	12	-		7	
累積制度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	-	あり(過去10年分)		あり(過去15年分)	
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分		過去15年分	
基礎控除等	基礎控除(年間) (注2) ：110万円	特別控除(累積) (注2) ：2,500万円	生涯累積(遺産税と共通) (注4、5) ：1,206万ドル(13.7億円) 配偶者：免税	7年累積 (注7) ：32.5万ポンド(5,005万円) 配偶者：免税	10年累積(相続税と共通) (注9) ・配偶者：50万ユーロ(6,500万円) ・子：40万ユーロ(5,200万円)		15年累積(相続税と共通) (注9) ・配偶者：80,724ユーロ(1,049万円) ・子：10万ユーロ(1,300万円)	

- (注1) 直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。  
(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。  
(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。  
(注4) 贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額(受贈者1人あたり1.6万ドル(182万円))を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。  
(注5) 生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。  
(注6) 英国においては相続税(Inheritance Tax)から独立した形で贈与税という税目は存在せず、原則として贈与時には課税されない(一定の信託への譲渡等を除く)が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。  
(注7) 相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(46万円))を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越しすることができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が17.5万ポンド(2,695万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(3億800万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が過減する)。  
(注8) ドイツ及びフランスは配偶者及び子等の税率による。ただし、フランスにおいて、配偶者と子等の間で、税率のプラフット幅が一部異なる。  
(注9) ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。  
(注10) 基礎控除に加えて、贈与者が80歳未満で、受贈者が子、孫又は曾孫の場合、31,865ユーロの控除が認められる(Family gifts制度)。  
(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年(2022年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

米 (遺産課税方式)	①贈与税と遺産税は統合されており、②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税 	一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定 資産移転の時期に中立的
独・仏 (遺産取得課税方式)	①贈与税と相続税は統合されており、②一定期間の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税 	一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定 資産移転の時期に中立的
日本 (法定相続分課税方式)	①贈与税と相続税は別体系で、②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税 	生前贈与と相続では税負担が大きく異なる 資産移転の時期に中立的でない
日本 (精算課税方式)	①贈与税と相続税は別体系だが、②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税 	選択後は生前贈与と相続で税負担が一定 資産移転の時期に中立的

開会 大西克弘 会長

来賓紹介

愛媛信用金庫三島支店 支店長 河本健吾様

出席報告

出席会員 (38名中)	35名
名誉会員	1名
出席率	94.59%
第3335回修正出席率	97.30%

会長の時間

○新入会員紹介

百十四銀行三島支店 支店長 田尾章典様  
(紹介者:立花宏司 会員)

○2023-24年度 吉岡宏美ガバナーより、

高岡 淳会員に地区委員の委嘱状  
『青少年奉仕委員会 インターアクト委員会 小委員長』  
『危機管理委員会 委員』

○誕生日御祝

石川 勉君 (1日)、大西克弘君 (4日)  
井上香奈子君 (23日)、山内結子様 (13日)  
青木 楊莉様 (22日)

○出席表彰

山本哲也君 (5年)

幹事報告

- ・ロータリーの友事務所～  
友(電子版)ID・パスワードのお知らせ
- ・四国中央市国際交流協会～会報誌2・3月号

例会行事

国際奉仕委員会  
鈴木和範 委員長

ニコニコ紹介

大西克弘会長～  
田尾章典様 伊予三島ロータリークラブに入会ありがとうございます。これから共に学び共に楽しみましょう。

伊藤誠史幹事～

山本哲也様 当クラブにて一緒に活動出来ましたこと誠にありがとうございました。山本さんの親しみやすい人柄で、今後益々のご活躍を切に願っております。

114 銀行 田尾章典様 ご入会おめでとうございませす。親睦を大切にしながらロータリーライフを楽しみながら、一緒に活動致しましょう。

愛媛信用金庫 河本健吾様 ご来訪ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。

山本哲也君～

本日、後任の河本がゲスト参加させていただきます。よろしくお願ひ致します。

篠原聡一君～

2月1日、5人目の孫が誕生いたしました。女の子です。いろいろありまして、1か月程の早産ですが、母子ともに元気です。小さく産んで大きく育つよう願っております。

川崎直人君～

弊社でかねてより計画しておりました豊岡町の物流倉庫建設に向け、来週より工事着工となります。施工は井原工業様にお願い致しております。工事のご安全を祈念するとともに、皆様には何かとご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

鈴木和範君～

本日は国際奉仕委員会の担当例会となります。担当する時間は少ないものとなるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

この度、かねてより建設しておりました新事務所が、無事完成・引渡しとなり、来週の2/7より営業開始することとなりました。昨年の12月には祖父鈴木義貞(すずきよしさだ)の創業から数え、ちょうど70年の節目も迎えることが出来ました。これもひとえに地域の皆様のお引き立ての賜物と深く感謝申し上げます。今後もより良いサービスを提供できるよう努力してまいりますので、一層のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

桂 高司君～

先日の母の葬儀に際しましてはご会葬並びに生花・弔電をいただきまして有難うございました。お陰様で無事葬送することができました。

誕生祝～石川 勉君、大西克弘君、井上香奈子君、  
青木楊莉様

出席表彰～山本哲也君

2月17日プログラム予定

休 会

2月24日プログラム予定

会長の時間  
(ロータリー創立記念日に因んで)  
(定例理事会)

3月3日プログラム予定

会報委員会